

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 45 条の 2 の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成 27 年 10 月 27 日

佐賀県収用委員会会長 江 崎 匡 慶

- 1 起業者の名称 佐賀県
- 2 事業の種類 唐津都市計画道路事業 3・4・5号大手口佐志線
- 3 裁決手続開始の決定事項

(1) 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

土地の所在：唐津市朝日町

地番	地目		地積 (m ²)		決定した土地の 区域の地積 (m ²)
	公簿	現況	公簿	実測	
1057 番 8	宅地	宅地	116.05	116.02	40.53 (注)

(注) 決定した土地の区域は、当該土地の一部であり、その区域は別図の 1057 番 8 (収用地) のとおりである。(別図は省略し、その図面を佐賀県収用委員会に備え置いて縦覧に供する。)

(2) 土地所有者の氏名及び住所

谷口 俊介 神奈川県川崎市多摩区南生田 7 丁目 25 番 11 号

(3) 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

4 裁決手続の開始を決定した年月日

平成 27 年 10 月 13 日